

京都市告示第750号

令和元年5月10日付け京都市告示第117号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

表中

「

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
南第三経33号線	南区東九条南山王町5番地の1地 先内	旧	メートル 70.60	メートル 1.87～4.60
		新	70.60	2.94～7.20

」

を

「

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
南第三経33号線	南区東九条南山王町5番地の1地 先内	旧	メートル 70.60	メートル 1.87～4.60
		新	69.60	2.94～7.20

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)